

東日本大震災による東京電力福島

第一原子力発電所の事故の復旧工事  
においては、一次下請け（一六二社）に一、四二八人、二次下請け（二六七社）に一、五四二人、三次下請け（二六一社）に八九四人、四次下請け（四二社）に二二七人の労働者が働いていたという（平成二三年六月二二日付け朝日新聞（一四版）朝刊）。これらの労働者がどのような契約に基づいて働いていたのかは定かでないが、多分東京電力自体も把握していないのではないかと思われる。現実現場における報酬体系は複雑で、最も問題があるのは手間賃賃金制と称されるものと言われている。これは、出来高払いの賃金体系で、たとえば、型枠工事であれば組んだ型枠の面積、鉄筋工であれば組んだ重量、ポンプ車でコンクリートを流し込む圧送工であれば打ち込んだコンクリートの重さ、解体工であれば解体した面積に応じて報酬が決まることになっている。多分、使用者サイドは、これは請負契約であるから、労働基準法や最低賃金法が適用されないと主張するのであろうが、果たして、その考え方が正しい

かどうかは疑問である。

近年、官製ワーキングプアという言葉が生まれるほど、国や地方公共団体からの発注をうけた業務に従事する労働者の賃金が低く抑えられているという声が聞かれる。これは、談合が繰り返されてきたことに對する反動とも思われる入札手続きの厳格化と、景気後退に加えての公共工事の減少から、業者間の競争が激しくなっており、仕事がないよりも赤字であつても仕事があつてい（とりあえずの資金繰りのために前払い金がほしい）というような考え方の業者が入札に参加することによって、低価格での契約が締結されるようになった結果、そのしわ寄せが人件費に及んでい（ことを示しているという）ことのようにだ。このような状況を受けて、国や地方公共団体が発注する業務についての契

記\*月\*士\*護\*弁\*続

8

## 公契約条例

橋本 勇

約（これを「公契約」という）に係る業務に従事する労働者の賃金を確保するための法律や条例の制定を求め、動きが全国的に広まっている。

地方公共団体が行う契約については、地方自治法が、その適正化を図るために、競争入札によることを原則としたうえで、低価格入札については、それが工事または製造その他についての請負の契約にかかるといふものであれば、あらかじめ最低制限価格を設けたり、入札後にその価格の妥当性を審査して不適格者を排除することができることとしているほか、契約の種類に関係なく価格以外の要素をも加味して落札者を決定することができる総合評価一般競争入札の制度を設けている。また、平成一二年に制定された公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律は、発注者が承諾しても一括下請けをしてはならないことや部分的に下請けに出すときは施行体制台

帳を作成して、その写しを発注者に提出すべきことなどを定め、平成一七年に制定された公共工事の品質確保の促進に関する法律は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を締結することによって公共工事の品質が確保されなければならないとしている。さらに、建設業法は、建設業に関する契約は対等な立場における合意に基づいて締結しなければならず、同法に基づいて定められている公共工事標準請負契約約款は、受注業者は従業員に対する賃金を含む請負代金内訳書を提出しなければならないと定めている。そして、最低賃金法は地域ごとの最低賃金を定め、労働基準法は使用者に賃金台帳の作成を義務付けている。

新たな条例の制定の必要性は、このような既存の制度ではカバーできないものがあつて初めて肯定されるのであり、既存の制度を使いこなさないままに、漫然と条例を制定しても実効性を期待することは困難である。

（弁護士）